

# CY Newsletter

Vol. 7

2016. 3. 11

## 米アップル社と日本の製造会社との間の米国デラウェア州 裁判所を専属管轄とする紛争解決条項を無効と判断した 判決について

一東京地判平成28年2月15日中間判決(平成26年(ワ)19680号損害賠償等請求事件)

弁護士 前田 葉子

### 1. はじめに

東京地裁は平成28年2月15日、米国会社であるアップル・インコーポレイテッド(以下「アップル社」という)と日本の株式会社島野製作所(以下「島野製作所」という)との間の訴訟において、取引基本契約に定められた米国デラウェア州裁判所を専属管轄とする紛争解決条項につき無効であり、東京地裁が管轄権を有するとの中間判決を下した。

### 2. 事案の概要

#### (1) 取引及び紛争の概要

原告の島野製作所は日本国東京に本社を有する、従業員350名、資本金9000万円の株式会社であり、電子機器などに使われる部品を製造する会社である<sup>注1</sup>。

訴状によれば、島野製作所の主張する本件の概要は以下のとおりである。

島野製作所は2006年頃からアップル社に対し、パソコンに使用される部品を供給してきており、2009年9月に同社との間でかかる部品の製造・供給を内容とするMaster Development and Supply Agreement(以下「本件基本契約」という)を締結した。

アップル社の要望により、島野製作所は以前から、生産量上げるために巨額の設備投資をしてきた。特に新製品の開発・大量生産のため、2011年から2012年にかけてアップル社の要請に応じて多大な労働力と開発費・設備費を投じてきた。

これに対しアップル社は継続的に製品の値下げを要求し、島野製作所がこれに応じないと、突如部品の注文を停止した。大量の在庫と人件費を抱えた島野製作所はやむなく値下げに応じたが、アップル社は更に島野製作所にリベートを要求した。島野製作所はこれにも応じざるをえず、巨額のリベートを支払うこととなった。その後アップル社からの注文が再開したが、当初予定されていた注文量には届かなかった。

島野製作所は、2014年8月1日、アップル社を被告として独占禁止法違反等に基づき約95億円の損害賠償請求訴訟を東京地裁に提起し、アップルによる取引拒絶、値下げ要求、リベートの要求は優越的地位の濫用(独占禁止法2条9項5号(b)(c))に該当する、などと主張した。

#### (2) 取引及び紛争の概要

本件基本契約の一部をなすGeneral terms and conditions(一般条項)には以下の趣旨の規定が置かれていた(以下「本件条項」という。原文は英語)。

シティユーワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル

TEL: 03-6212-5500 FAX: 03-6212-5700

(紛争解決、管轄及び裁判地)

当事者間で紛争が生じた場合には、(中略)いずれの当事者も、カリフォルニア州Santa Clara Countyの州裁判所または連邦裁判所における訴訟を開始することができる。両当事者は、変更不可のものとしてこれらの裁判所の専属的管轄に合意し、これらの裁判所において下された終局判決が最終的なものであり他のいかなる地域においても執行可能なものであることに合意する。(中略)当事者は法によって許容される範囲で最大限以下の事項につき決定的に権利を放棄する:上記のいずれかの裁判地への反対、上記の訴訟行為が不便な法廷地となされたものであるとの主張(中略)。紛争について別の書面による契約が適用されない限り、紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、本条の条件が適用される。

アップル社は同規定に基づき、本件訴えについて日本国裁判所には管轄がない旨の本案前の主張をしていた。

### 3. 判決要旨

- 改正民事訴訟法3条の7第2項は、国際的裁判管轄の合意は、「一定の法律関係に基づく訴えに関し」て行わなければ、その効力を生じない旨定める。
- 本件基本契約は民事訴訟法改正前に締結されたものであるため、同条は本件基本契約に直接適用はされないものの、管轄合意の当事者の予測可能性を担保する必要性は、改正民事訴訟法の施行前にされた合意についても等しく認められるものといえる。
- 従って国際的裁判管轄の合意は、改正民事訴訟法の施行前に締結されたものについても、条理上、一定の法律関係に関して定められたものである必要がある。
- これをみるに、本件条項は、同条項が適用される条件を「両当事者間に紛争が生じる場合」とのみ定めており、「紛争について別の書面による契約が適用されない限り、紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、本条の条件が適用される。」としている。これは、その対象とする訴えについて、原告・被告間の訴えであるという他に何らの限定もしておらず、同条項が、一定の法律関係に基づく訴えについて定められたものと認めることはできない。本件条項は、条理上要求される方式で定められたものであるとは認められず、無効である。

### 4. 本判決に関するコメント

(1) 本判決に関する報道について

本判決はニュース等で大きく取り上げられた。

本判決については、その認定の背景には、契約の相手方である海外の会社において、日本の独占禁止法などに違反する行為があった場合でも、海外で提訴しなければならないとする合意は不合理だと考えがあり、実際に日本の中小企業が海外の大企業から独禁法違反など不法行為を受けても、合意があるため負担の大きい海外での裁判しか選択肢がなく、提訴を諦めてきた事例が多かったが、今回の判決で、合意と無関係な下請けいじめなどの不法行為については国内で提訴できる可能性が開けたことになり、中小企業の地位向上につながる事が期待される、といった報道が見られた。

(2) 国際裁判管轄に関する判例と改正民事訴訟法

改正民事訴訟法の施行前の民事訴訟法においては、国際裁判管轄合意の有効性に関する規定がおかれていなかったが、旧法下の国際裁判管轄合意に関するリーディングケースとして、チサダネ号事件<sup>注2</sup>がある。

同事件は、特定の外国の裁判所の管轄だけを認めて他の裁判所の管轄権を排除する専属的管轄合意について、原則として有効としつつ「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等」は例外的に合意の効力を否定すべきと判示した。

その後、改正民事訴訟法においては、原則として国際裁判管轄合意を有効とする条文がおかれた(民法3条の7第1項)。その一方で、改正民事訴訟法には、一般条項として

「裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。)においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。」(同3条の9)

との条項がおかれた。すなわち、同法は特別の事情がある場合には、日本の裁判所が管轄権を有する場合であっても裁判所が訴えを却下することができるという一般条項をおいている。その一方で、かかる一般条項を専属的管轄合意のある場合には適用しないと規定している。これは、安易に国際的裁判管轄合意による管轄が否定されることは、当事者自治と予測可能性を損なうため避けるべきであるという意見（例えば日弁連からの意見による）を踏まえたものであるといわれる<sup>注3</sup>。その一方で、立法過程の法制審議会部会の議論の経緯からすれば、同条項は、チサダネ号事件に定める規範、すなわち公序違反等の場合に国際的裁判管轄合意が無効になるという規範を廃する趣旨ではないと指摘されている<sup>注4</sup>。結局改正民事訴訟法では、管轄合意が無効となる場合についての明文の規定はおかれなかったため、「公序違反等」の具体的内容については今後の判例等の積み重ねによって決まっていくものと考えられる。

本件に関していえば、本件条項が甚だしく不合理で公序法違反等に該当すると考えられるのであれば、チサダネ号事件の基準に従い無効であると判断される余地があったと考えられる。

しかしながら、本判決は、そのような判断を下したのではない。本判決は、上記のとおり本件条項が「両当事者間に紛争が生じる場合」であれば、本件基本契約に起因または関連すらしていない場合であっても、本件条項が適用されるとしていることをとらえて、無効と判示したものである。本判決が本件条項について公序法違反であると正面から判示しなかったのは、単に公序違反等への該当性という難しい判断を避け、より外形的に明らかな、本件条項の方式上の有効性の判断で済ませたという可能性もあるが、日本の中小企業にとって外国での訴訟手続きが負担であるとか、日本の裁判所での審理に比して下請けや代理店の法的地位が不利になるという程度では、公序違反であるとか甚だしく不合理であるとかまではいえない、あるいはそのような判断が困難である、と判断したという解釈も可能であると思われる。

もしそうであれば、本件と類似のケースであっても、例えば「本契約に起因し、あるいは関連する一切の紛争については米国〇〇州の連邦裁判所の専属的管轄に服するものとする」のように、適用対象が一定の法律関係に限定された裁判管轄合意については、有効と判断される可能性がある。

以上を踏まえると、いかなる場合に国際管轄合意が「公序違反等」や「甚だしく不合理」などの理由で無効となるかを見極めるにはさらなる裁判例の積み重ねを待つ必要があると考えられる。

- 
- (注1) 島野製作所ホームページ<http://www.shimano-inc.com/index.html>より。本文中の会社に関する記載は2016年3月3日現在のHP掲載情報による。
- (注2) 最判昭50.11.28民集29巻10号1554頁
- (注3) 手塚裕之「管轄権に関する合意(応訴管轄含む)」(『新しい国際裁判管轄法制—実務家の視点から—』別冊NBL138号73頁)
- (注4) 前掲脚注(注3)73ないし74頁

前田 葉子 シティユーワ法律事務所所属弁護士(スペシャル・カウンセラー)  
[yoko.maeda@city-yuwa.com](mailto:yoko.maeda@city-yuwa.com)

2003年弁護士登録。2010年ペンシルバニア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2010年～2011年 Debevoise & Plimpton 法律事務所。2011年米国ニューヨーク州弁護士登録。2012年 シンガポール国際仲裁センター(SIAC)。国際仲裁・訴訟(一般商事・民事訴訟、株主代表訴訟、知財訴訟、製造物責任訴訟など)を中心的な業務とし、リコール対応、当局調査対応、クロスボーダーの契約交渉、合併事業の設立・解消などにつきアドバイスする。